

## 育児休業は、男性も取得できます！

### 育児休業(育休)は性別を問わず取得できます

- 「子が1歳に達するまでの間(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで)、育児休業をすることができる」と定められています(育児・介護休業法)

・「一定の場合」とは「保育所等への入所希望し、申込をしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します。

※申し出は、休みたい日の1ヶ月前までに、必要事項を書いた書面などを会社に提出して行います(手続き方法は普生までお問合せ下さい。)

### 育児休業(育休)を取得することで、こんなメリットがあります

#### ＜家庭面＞

- 集中的に子供と過ごす時間を持つことで、絆が深まります。日中の子どもの様子を見られることで、普段は気づかない発見があるかもしれません。
- 育児・家事への理解が深まり、育休復帰後も日常的に育児・家事をできるようになります
- (配偶者が育児取得をしていた場合)配偶者の復職時も最も大変な時期に、父母が協力して子育てできるようになります など・・・

#### ＜仕事面＞

- 育休前後での業務の棚卸・引き継ぎが発生をしますので、自身の担当業務の効率化を図る機会になります など・・・

## 男性も積極的に育児に参加していきましょう！

育児休業中の給与など詳しいことは総務まで。  
その他、育児休業に関する質問などお気軽に！

